

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

1. 財産及び損益の状況
2. 主要な事業内容
3. 主要な営業所
4. 従業員の状況
5. 主要な借入先の状況
6. その他企業集団の現況に関する重要な事項
7. 新株予約権等に関する事項
8. 会計監査人の状況
9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

10. 連結株主資本等変動計算書
11. 連結注記表

計算書類

12. 株主資本等変動計算書
13. 個別注記表

株式会社メルカリ

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://about.mercari.com/ir/stock/shareholdermeeting/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

事業報告

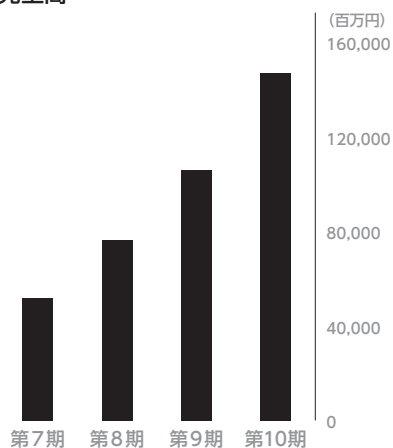
1. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)
売上高 (百万円)	51,683	76,275	106,115	147,049
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△12,171	△19,391	4,975	△3,896
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△13,764	△22,772	5,720	△7,569
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△94.98	△147.86	36.43	△47.34
総資産 (百万円)	163,685	198,014	262,529	339,862
純資産 (百万円)	50,936	35,368	40,013	37,998
1株当たり純資産額 (円)	337.88	222.78	247.52	228.57

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

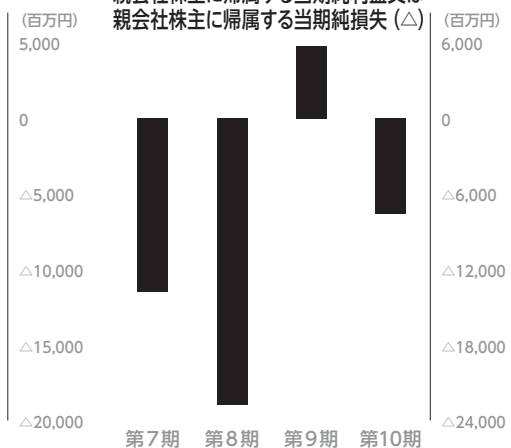
売上高



経常利益又は経常損失 (△)



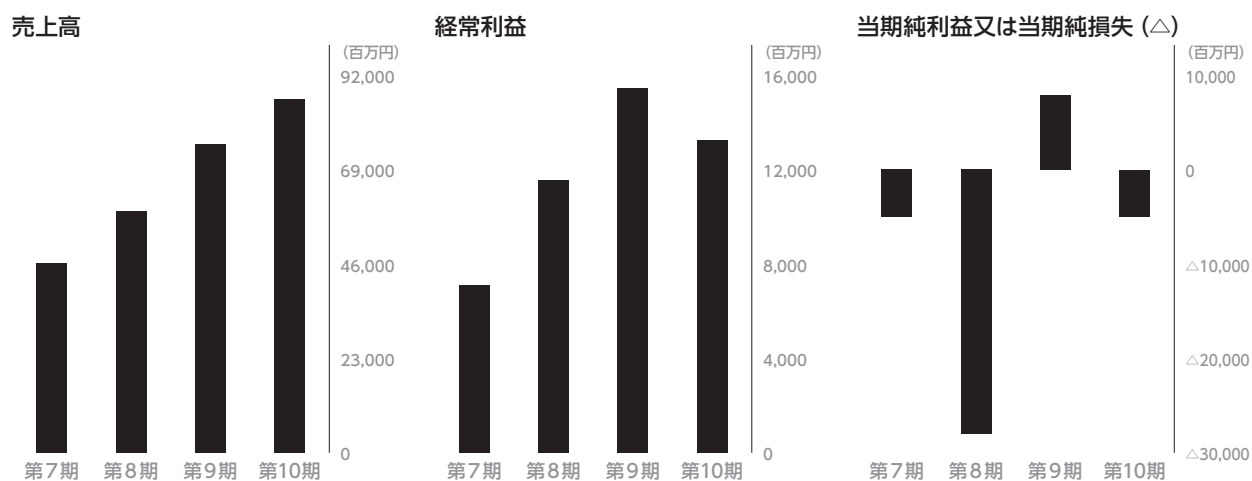
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)



② 当社の財産及び損益の状況

	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	第10期 (2022年6月期)
売上高 (百万円)	46,254	58,744	75,152	86,107
経常利益 (百万円)	7,090	11,550	15,426	13,221
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△5,046	△28,014	7,926	△4,965
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△34.82	△181.89	50.48	△31.05
総資産 (百万円)	125,742	104,683	119,376	137,359
純資産 (百万円)	60,242	38,884	45,760	45,152
1株当たり純資産額 (円)	399.61	249.02	286.39	275.01

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



2. 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

① ミッション

当社グループは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションに掲げ、実現に取り組んでいます。

「限りある資源を循環させ、より豊かな社会をつくりたい」。創業者である山田進太郎が世界一周の旅で抱いた、そんな問題意識によって生まれたのがフリマアプリ「メルカリ」です。テクノロジーの力で世界中の個人と個人をつなぎ、誰もが簡単にモノの売り買いを楽しめる。それにより限りある資源が世代を超えて共有される循環型社会を実現し、その基盤のもとに、あらゆる人が可能性を発揮できる社会の構築を目指します。

② サービス概要

当社が運営する「メルカリ」は個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであり、誰でも簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明であるなどの課題があり、また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンやWebから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者共に個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな商品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。

③ 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社であるMercari, Inc.、株式会社ソウゾウ、株式会社メルロジ、株式会社メルペイ、株式会社メルコイン、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー等で構成されております（2022年6月30日時点）。2022年1月1日より、事業間シナジー創出の促進のため、鹿島アントラーズを除く国内事業を新たにJapan Regionとし、グループの更なる成長に向けて取り組んでおります。また、当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



メルカリJPでは、創業来取り組んでいる個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイス、フリマアプリ「メルカリ」を運営しています。誰もが簡単・手軽にモノを売買できるというユニークなユーザ体験を提供し、MAUは2022年6月末時点で2,040万人を超えるまでに拡大しております。

ソウゾウでは、2021年10月よりBtoCマーケットプレイス「メルカリShops」の本格提供を開始いたしました。プロダクト改善に注力しつつ、出店者獲得に向けてマーケティングを実施した結果、出店数は2022年4月19日時点で20万店を突破するなど好調に進捗しております。

スマホ決済サービス「メルペイ」では、当社グループの保有する高い技術力と「メルカリ」独自の顧客・情報基盤を活用し、Credit事業を中心に新たな信用の創造に伴う事業の拡大に努めております。継続的に推進してきた本人確認において、全利用者数における本人確認済み比率が86%を突破するなど、利便性と安心・安全な利用環境の構築の両立も推進しております。

メルカリUSでは、「Mercari: Your Marketplace」として、誰もがより簡単に安全に様々なモノが売れるマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。認知度向上及び新規ユーザ獲得に加え、出品及び配送の最適化に取り組んでおり、MAUは2022年6月末時点で490万人を突破しております。

3. 主要な営業所（2022年6月30日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 国内子会社

会社名	所在地
株式会社メルペイ（本社）	東京都港区
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（本社）	茨城県鹿嶋市
株式会社ソウゾウ（本社）	東京都港区
株式会社メルコイン（本社）	東京都港区
株式会社メルロジ（本社）	東京都港区

③ 在外子会社

会社名	所在地
Mercari, Inc.（本社）	米国カリフォルニア州パロアルト市

4. 従業員の状況（2022年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,209 (467) 名	457名増 (181名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3. 直近1年間において、従業員数が457名増加しておりますが、これは主に事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,232 (290) 名	172名増 (86名増)	34.6歳	2.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 直近1年間において、従業員数が172名増加しておりますが、これは主に事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。

5. 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	10,000

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2022年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第5回新株予約権 (2014年8月20日)	200個	普通株式 2,000株	無償	20円	2016年8月21日 ～2024年8月19日
第10回新株予約権 (2015年2月14日)	100個	普通株式 1,000株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	3,400個	普通株式 34,000株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第13回新株予約権 (2015年6月27日)	386個	普通株式 3,860株	無償	20円	2015年6月27日 ～2025年6月27日
第14回新株予約権 (2015年8月22日)	200個	普通株式 2,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2025年8月21日
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	2,500個	普通株式 25,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2024年8月19日
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	760個	普通株式 7,600株	無償	102円	2018年2月14日 ～2026年2月12日
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	19,500個	普通株式 195,000株	無償	102円	2018年6月26日 ～2026年2月12日
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	665個	普通株式 6,650株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第26回新株予約権 (2016年8月31日)	868個	普通株式 8,680株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	905個	普通株式 9,050株	無償	353円	2019年2月25日 ～2027年2月23日
第32回新株予約権 (2017年2月24日)	1,125個	普通株式 11,250株	無償	353円	2017年2月24日 ～2027年2月24日
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	185,489個	普通株式 1,854,890株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第35回新株予約権 (2017年6月23日)	7,352個	普通株式 73,520株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第36回新株予約権 (2017年6月23日)	924個	普通株式 9,240株	無償	353円	2017年6月23日 ～2027年6月23日
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	517,650個	普通株式 517,650株	無償	3,000円	2019年11月30日 ～2027年11月28日
第39回新株予約権 (2018年3月13日)	9,500個	普通株式 9,500株	無償	3,000円	2020年3月14日 ～2028年3月12日
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	265,522個	普通株式 265,522株	無償	1円	2023年9月25日 ～2030年9月24日
第41回新株予約権 (2020年10月12日)	189,868個	普通株式 189,868株	無償	1円	2022年6月1日 ～2025年12月31日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第42回新株予約権 (2021年3月25日)	23,882個	普通株式 23,882株	無償	1円	2021年9月1日 ～2023年3月31日
第43回新株予約権 (2021年3月25日)	11,087個	普通株式 11,087株	無償	1円	2021年9月1日 ～2023年9月30日
第44回新株予約権 (2021年9月30日)	18,064個	普通株式 18,064株	無償	1円	2022年3月1日 ～2023年9月30日
第45回新株予約権 (2021年9月30日)	42,370個	普通株式 42,370株	無償	1円	2022年3月1日 ～2024年9月30日
第46回新株予約権 (2021年9月30日)	33,445個	普通株式 33,445株	無償	1円	2022年3月1日 ～2024年9月30日
第47回新株予約権 (2022年3月31日)	40,439個	普通株式 40,439株	無償	1円	2022年9月1日 ～2024年3月31日
第48回新株予約権 (2022年3月31日)	10,830個	普通株式 10,830株	無償	1円	2022年9月1日 ～2025年3月31日
第49回新株予約権 (2022年3月31日)	3,530個	普通株式 3,530株	無償	1円	2022年9月1日 ～2025年3月31日
第50回新株予約権 (2022年3月31日)	77,784個	普通株式 77,784株	無償	1円	2022年9月1日 ～2024年3月31日
合計	1,468,345個	普通株式 3,487,711株	—	—	—

(2) 当社取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年6月30日現在）

① 取締役（社外取締役を除く。）の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	1名	19,500個	普通株式 195,000株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	2名	178,415個	普通株式 1,784,150株
第40回新株予約権 (2020年10月12日)	2名	265,522個	普通株式 265,522株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第21回及び第34回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第40回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※)) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値

(※) いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

- (2) 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。）と、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする（但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。）。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ③に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

① 権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

② 権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

③ 権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

② 監査役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	1名	3,400個	普通株式 34,000株
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	1名	2,500個	普通株式 25,000株
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	1名	600個	普通株式 6,000株
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	1名	150個	普通株式 1,500株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株

- (注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 第11回、第15回、第18回、第25回、第30回、第34回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人（当社役員を除く。）に対し交付した新株予約権の状況

名称（発行日）	交付対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第44回新株予約権 (2021年9月30日)	49名	29,142個	普通株式 29,142株
第45回新株予約権 (2021年9月30日)	17名	67,400個	普通株式 67,400株
第46回新株予約権 (2021年9月30日)	12名	56,176個	普通株式 56,176株
第47回新株予約権 (2022年3月31日)	46名	40,439個	普通株式 40,439株
第48回新株予約権 (2022年3月31日)	3名	10,830個	普通株式 10,830株
第49回新株予約権 (2022年3月31日)	1名	3,530個	普通株式 3,530株
第50回新株予約権 (2022年3月31日)	108名	80,754個	普通株式 80,754株

(注) 1. 第44回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ③ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 第45回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
 - ⑥ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第46回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年3月1日から2022年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 第47回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ② 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - ③ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 第48回及び第49回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ⑥に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ② 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ③ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ④ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑤ 2024年9月1日から2024年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
 - ⑥ 2025年3月1日から2025年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 第50回の新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - ① 会社又はその子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又はその子会社の使用人
- (2) 権利者は、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) ④に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。
 - ① 2022年9月1日から2022年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ② 2023年3月1日から2023年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ③ 2023年9月1日から2023年9月30日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
 - ④ 2024年3月1日から2024年3月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年6月28日開催の取締役会において発行決議した新株予約権付社債は、2021年7月14日（ロンドン時間）に払込みが完了しており、2022年6月30日時点の状況は次のとおりであります。

銘柄	新株予約権付社債の残高	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額
2026年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2026年6月30日まで	9,346円
2028年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	25,000百万円	2,500個	普通株式	2021年7月28日から 2028年6月30日まで	9,346円

8. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	167百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Mercari, Inc.はErnst & Young LLPの監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に各種アドバイザリー業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

9. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- c. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
- d. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」といいます。）を構築します。
- e. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とします。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- b. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含みます。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- b. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努めます。
- b. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制の構築を行います。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催します。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程及び稟議規程を制定します。

⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
- b. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。

- a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- b. 上記④の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

- c. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
- d. 当社の内部監査担当は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役等に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとします。
- b. 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集します。
- c. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。
- d. 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができることとします。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができることとします。
- e. 当社は、監査役補助者に業務遂行上必要な調査権限及び情報収集権限を付与することとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告を行います。
- b. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑩ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑪ 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生じる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとします。

⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
- b. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士、公認会計士及びその他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図ります。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
- b. コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度では、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。

② 内部監査の実施

内部監査は、代表取締役社長直下の独立した組織である内部監査室が行っております。当事業年度、内部監査室は、取締役会の承認を得た内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む部門に対し監査を行っております。監査結果は、代表取締役、取締役会及び常勤監査役に対し報告、また被監査部署に通知を行い、後日、改善状況の確認を行っております。

③ 監査役の職務執行

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査、内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結計算書類

10. 連結株主資本等変動計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	42,630	42,585	△46,149	△0	39,065
会計方針の変更による累積的影響額			△38		△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,630	42,585	△46,188	△0	39,027
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,998	1,997			3,996
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△7,569		△7,569
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,998	1,997	△7,569	△0	△3,573
当期末残高	44,628	44,582	△53,757	△0	35,453

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△5	△5	566	386	40,013
会計方針の変更による累積的影響額					△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5	△5	566	386	39,974
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					3,996
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)					△7,569
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,308	1,308	360	△72	1,597
連結会計年度中の変動額合計	1,308	1,308	360	△72	△1,976
当期末残高	1,303	1,303	926	314	37,998

11. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社メルペイ

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

株式会社ソウゾウ

株式会社メルコイン

株式会社メルロジ

株式会社メルロジは、新規設立に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの決算日は1月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えることから、4月末日現在で実施した仮決算に基づき、連結しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

商標権について、効果の及ぶ期間（20年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、破産更生債権等については、回収不能見込額を債権額から直接減額しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

マーケットプレイスサービスでは、顧客に対して物品の売買の場・機会であるオンラインフリーマーケット「メルカリ」等のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、マーケットプレイスサービスに付随する配送サービスでは、海外では物品を配送する履行義務、国内では物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じた配送料総額または配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(本人取引に係る収益認識)

当社グループでは、マーケットプレイスサービスにおける配送関連のサービスについて、従来は顧客より受け取る額から配送に係る費用を控除した純額で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、米国子会社においては当社グループの役割を本人としております。これにより、米国子会社の配送売上は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。但し、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は22,203百万円増加し、売上原価は23,062百万円増加し、販売費及び一般管理費は897百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ38百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は38百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 4,807百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

連結子会社である株式会社メルペイは未収入金等を債務者の支払状況等に基づいた信用リスクに応じて一般債権(正常債権及び管理債権)、破産更生債権等に分類しております。

イ. 一般債権(正常債権及び管理債権)

正常債権については、債権の種別毎に過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

一定期間以上の支払遅延のある管理債権については、債権の種別毎に債務者の遅延期間等により信用リスクについて分類し、それぞれの分類における過去の回収実績率を用いて貸倒見積高を算出しております。

ロ. 破産更生債権等

個々の債権毎に見積もった回収見込額を債権残高から差し引いた残額を貸倒見積高としております。

② 主要な仮定

連結会計年度末における経済状況等の変化は、債務者へ直接的又は間接的な影響を与える可能性があります。当該変化を未収入金等の評価に反映するために貸倒実績率の補正要否に関する判断を行っております。また、COVID-19の影響により、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、他方でプロダクトやオペレーションの改善による回収率の改善も見込まれることから、貸倒実績率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、経済状況等の変化により債務者の信用リスクが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、貸倒引当金等の会計上の見積りに関して、同感染症は一定の影響を及ぼすものの、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視して参ります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,529百万円

(2) 債権流動化

債権を流動化したことにより調達した資金のうち、金融取引として会計処理したものについては、短期借入金54,154百万円で、当該債権流動化による資金調達の裏付けとして信託拠出した債権は、未収入金66,736百万円です。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 160,813,967株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,770,890株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金、及び安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入、社債の発行、債権流動化で賄っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

預け金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、残高管理を行うことでリスクの低減に努めております。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

敷金は、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しておりません。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく法務局への供託金であり、信用リスクは僅少であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金、転換社債型新株予約権付社債は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
売掛金	4,454		
未収入金	80,287		
貸倒引当金 (※2)	△4,651		
	80,090	90,323	10,233
敷金	1,614	1,537	△77
資産計	81,705	91,860	10,155
長期借入金 (※4)	27,097	27,096	△0
転換社債型新株予約権付社債	50,000	41,519	△8,480
負債計	77,097	68,616	△8,480

(※1) 現金及び預金、預け金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに預り金は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(※3) 差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間で決済されるユーザからの預り金を保全する金融資産であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(※5) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	117

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年6月30日）

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び未収入金	－	－	90,323	90,323
敷金	－	1,537	－	1,537
長期借入金	－	27,096	－	27,096
転換社債型新株予約権付社債	－	41,519	－	41,519

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び未収入金

売掛金及び未収入金に含まれる定額払い債権（元金に対して、定額払い手数料が発生する債権）の時価は、ユーザごとに区分した回収予定額に基づく将来キャッシュ・フローを無リスク利率により割り引いた現在価値によっており、信用リスクは将来キャッシュ・フローで考慮しております。当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

また、売掛金及び未収入金のうち短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金

敷金の時価は、約定期間に基づく返還額を無リスク利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	228円57銭
(2) 1株当たり当期純損失（△）	△47円34銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主要なサービス	国内	海外	合計
マーケットプレイスサービス	85,322	41,611	126,934
その他	20,115	—	20,115
合計	105,437	41,611	147,049

(注) 連結損益計算書に計上している「売上高」147,049百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は主に与信サービスから生じた金融収益であり、その額に重要性がないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に含めて開示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」 「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

契約負債（期首残高）	1,925
契約負債（期末残高）	2,560

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,925百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

12. 株主資本等変動計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	42,630	42,609	0	42,609	△40,045	△40,045
当期変動額						
新株の発行	1,998	1,998		1,998		
当期純損失 (△)					△4,965	△4,965
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	1,998	1,998	－	1,998	△4,965	△4,965
当期末残高	44,628	44,607	0	44,607	△45,011	△45,011

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	45,194	566	45,760
当期変動額				
新株の発行		3,997		3,997
当期純損失 (△)		△4,965		△4,965
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			360	360
当期変動額合計	△0	△968	360	△608
当期末残高	△0	44,225	926	45,152

13. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

マーケットプレイスサービスでは、顧客に対して物品の売買の場・機会であるオンラインフリーマーケット「メルカリ」のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、マーケットプレイスサービスに付随する配送サービスでは、物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じ配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,087百万円

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対して、債務保証を行っております。

株式会社メルペイ 78,000百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 18,108百万円

短期金銭債務 2,685百万円

(4) 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 398百万円

営業費用 11,114百万円

営業取引以外の取引による取引高 40百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 103株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16百万円
未払費用	498
減価償却超過額	467
関係会社株式評価損	26,489
投資有価証券評価損	183
賞与引当金	296
ポイント引当金	32
新株予約権	262
その他	118
繰延税金資産小計	28,367
評価性引当額	△26,769
繰延税金資産合計	1,598

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Mercari, Inc.	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の援助	出資	14,092	—	—
子会社	株式会社メルバイ	所有 直接100.0	業務の委託 役員の兼任 資金の援助	業務の委託(注1) 債務保証(注2)	9,848 78,000	未払金 —	2,113 —
子会社	株式会社鹿島アント ラーズ・エフ・シー	所有 直接71.2	役員の兼任 広告取引 資金の援助	資金の貸付 利息の受取 (注3)	— 6	短期貸付金	1,800
子会社	株式会社ソウゾウ	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の援助	出資	7,100	—	—
子会社	株式会社メルコイン	所有 直接100.0	資金の援助	出資	1,600	—	—

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 債務保証については、主に同社の資金決済法に基づく金融機関との履行保証金保全契約及び取引先との債務に対するものであり、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山田 進太郎	(被所有) 直接23.97	当社代表取締役	新株予約権の行使 (注1)	43	—	—
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.93	当社取締役	新株予約権の行使 (注2)	11	—	—
役員	John Lagerling	(被所有) 直接0.02	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注3)	152	—	—
役員	青柳 直樹	(被所有) 直接0.04	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注4)	1,350	—	—
役員	横田 淳	(被所有) 直接0.04	当社上級 執行役員	新株予約権の行使 (注5)	26	—	—

(注) 1. 2014年12月12日付の取締役会決議、及び2016年6月24日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2016年6月24日付の取締役会決議、及び2017年6月22日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。
3. 2017年6月22日付の取締役会決議、及び2020年9月25日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。
4. 2017年11月28日付の取締役会決議、及び2020年9月25日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。
5. 2017年6月22日付の取締役会決議、2017年11月28日付の取締役会決議、及び2020年9月25日付の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	275円01銭
1株当たり当期純損失(△)	△31円05銭

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。